コミュニティ助成事業（自主防災組織育成助成事業）推薦組織基準

（目的）

第１条　この基準は、一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業のうちの地域防災組織育成助成事業（区分ア：自主防災組織育成助成事業）（以下「コミュニティ助成事業」という。）の対象組織として鈴鹿市が推薦する組織を決定するための基準を定めることを目的とする。

（対象者）

第２条　この基準において鈴鹿市が推薦することができる対象者は、「鈴鹿市自主防災組織の新規結成に関する要領」に記載の鈴鹿市自主防災組織新規結成申請書を提出し、市長からの承認を得た自主防災組織のみとする。ただし、同要領の施行前から市に登録のある自主防災組織についても対象者とする。

（推薦組織）

第３条　コミュニティ助成事業に推薦する組織は、次に定める順位より決定する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 優先順位 | 使用目的 | 例示 |
| １ | 初期消火訓練用資機材 | 可搬消防ポンプ一式（消防用ホース一式、管鎗、ポンプ台車等含む） |
| ２ | 自主防災組織新規結成に必要な資機材 | ヘルメット、発電機、投光器、拡声器、救急箱、担架、一輪車、救助工具等 |
| ３ | その他資機材 | 別紙「コミュニティ助成事業留意事項」に記載の対象資機材例参照 |

※優先順位が同一の資機材が申請された場合は、過去の実績を考慮し、過去に申請が無い組織を優先的に推薦する。また、優先順位が同一の資機材で過去の実績もない場合は、申請が早いものを優先的に推薦する。

なお、既に購入している物品については認めない。

附　則

この基準は、令和６年４月１日から施行する。